

令和2年12月18日

各 位

鳥取県中古自動車販売協会
会 長 富 山 孝 司

第26回『古物管理者講習会(簡易講習会)』実施のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、古物営業法改正を契機に弊社では、傘下会員を中心とした県下中古車販売業者に対して、平成7年度より管理者講習会を実施しております。

この講習会は、古物営業法第13条の3項で定める知識を得るために、古物営業法施行規則第14条の「一般社団法人又は一般財団法人その他の団体が行う講習」として行っています。また、公益財団法人全国防犯協会連合会の推奨を受けています。

本年度の講習会開催に於きましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染予防の観点から人の移動・接触をできる範囲で抑制することが求められていることから「簡易講習会」での開催を実施することといたしましたのでご案内申し上げます。

敬具

- ※ 「簡易講習会」とは、古物管理者講習会の開催が困難な場合は「簡易講習会」を開催することで、古物管理者講習会を受講したとみなす対応をいたします。(受講修了証を交付します)
- ※ 簡易講習会は、翌年度に開催される定期講習会を受講していただけない場合は、今年度の受講が無効となります。(JU中販連(本部)に報告します)
- ※ 管理者講習会を受講した受講者名簿につきましては、定期講習会とは分け「簡易講習会受講者名簿」を作成してご報告いたします。

記

1. 実施日・令和3年2月2日(火)～令和3年2月5日(金)の期間内
2. 実施内容・簡易講習会受講申込者に令和2年度・第26回:古物管理者講習会(定期講習会用)を交付し、関係資料を閲覧していただきます。
 - ※ 交付資料につきましては、『公益財団法人鳥取県防犯連合会』・『鳥取県警察本部生活安全部生活企画課』・『一般財団法人自動車公正取引協議会』様より、定期講習会用のテキストを準備していただきます。
3. 受講費用・受講料1名2,000円(1月31日迄に振込の手続きをお願いします)

注意事項

受講修了証の控えは、2月15日(月)までにJU鳥取事務局にご送付願います。

受講修了証(控え)の確認ができない場合は、受講者名簿に登録されませんのでご注意願います。

ご記入頂いた受講修了証の写しは、公益財団法人全国防犯協会連合会並びに鳥取県警察本部へ提出いたしますので、提出漏れのないようご留意下さい。